

## USPTO、AI の知的財産保護に関するパブリックコメントの募集（第 2 弾）を開始

2019 年 10 月 30 日  
JETRO NY 知的財産部  
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は 10 月 30 日付官報<sup>1</sup>で、AI に関する知的財産保護についてのパブリックコメントの募集を開始した。これは、AI 関連の知的財産政策について、更なるガイダンスが必要かどうかを評価することを目的として実施するもの。

USPTO は、8 月 27 日に官報<sup>2</sup>を発行して、AI 関連発明の特許保護に関するパブリックコメントの募集<sup>3</sup>を行っているところであるが（11 月 8 日締切）、今回は、著作権、商標、その他の知的財産に関する AI 問題についてのコメントを募集としている。今回のコメント提出期限は、12 月 9 日となっている。

USPTO は、今回のパブリックコメントの募集にあたって、特に関心のある事項として、以下のような質問・論点を提示している。

1. 自然人の貢献なしに、AI アルゴリズム・プロセスによって創作された著作物は、米国著作権法の下で保護可能な著作物として認められるべきか。
2. 著作物が著作権保護の対象となるためには、自然人の関与（involvement）が必要であると仮定した場合、どういった関与があれば十分であるといえるか。

例えば以下のような場合、関与は十分といえるか。

- 自然人が、著作物を創作した AI アルゴリズム・プロセスを作った場合
- 自然人が、AI アルゴリズム・プロセスの作成に貢献した場合
- 自然人が、AI アルゴリズムの訓練等に用いられるデータを選んだ場合
- 自然人が、AI アルゴリズム・プロセスが作品を創作するように用いられるように仕向けた場合
- 自然人が、上記のいずれかを組合わせた行為に関与した場合

また、AI によって創作された著作物の「著作者」と見なされるために、自然人がなし得る他の貢献はあるか。

---

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-10-30/pdf/2019-23638.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-08-27/pdf/2019-18443.pdf>

<sup>3</sup> 8 月 27 日付 IP ニュース「USPTO、AI 関連発明に関するパブリックコメントの募集を開始」参照  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/us/2019/20190827.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2019/20190827.pdf)

※本パブリックコメントの提出期限は当初 10 月 11 日までだったが、11 月 8 日まで延長されている。

3. AI アルゴリズム・プロセスが、著作権で保護された大量の資料を学習 (ingesting) することによって形成されたものである場合において、既存の制定法上の文言 (例えばフェアユース Doctrine) 及び関連する判例法は、そのような著作物の利用の適法性の問題に十分に対応するものとなっているか。
4. 著作権侵害に関する現行法の規定は、AI プロセスが他者の著作権を侵害する著作物を創作するような状況に十分に対応するものとなっているか。
5. 自然人以外の企業や団体は、AI による作品の著作権を保有することができるか。例えば、著作物を創作する AI プロセスに訓練を施した企業は、その著作物の所有者となれるか。
6. AI の利用に関して、著作権法の目的を推進するために取組むべき他の問題はありますか。
7. 商標の調査 (trademark searching) における AI の活用は、商標の登録可能性に影響を及ぼすか。
8. AI は商標法にどのような影響を与えるか。既存の制定法上の文言は、市場における AI の利用に対処するのに十分といえるか。
9. AI はデータベースやデータセットの保護の必要性にどのような影響を与えるか。既存の法律はそうしたデータを保護するために十分といえるか。
10. AI は営業秘密保護のための法律にどのような影響を与えるか。営業秘密保護法 (Defend Trade Secrets Act) は、市場における AI の利用に対処するのに十分といえるか。
11. 営業秘密の保持と、AI に関する特許・著作権等の知的財産権の取得との適切なバランスを確保するために、何らかの法律、政策又は規則を変更する必要はあるか。
12. USPTO が検討すべき、知的財産権に関するその他の AI 問題 (特許権に関するもの以外) はありますか。
13. 他国知財庁の政策・運用、または他国の法制度で、AI に関する USPTO の政策・運用 (特許権に関するもの以外) の参考になるものはありますか。

(以上)